

NeXEHRs コンソーシアム運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 NeXEHRs (以下、「本法人」という。) の定款 (以下、「定款」という。) 第4条 (5) に記載の会議体の運営に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本コンソーシアムの名称は、「NeXEHRs コンソーシアム」 (以下「本コンソーシアム」という) と称する。

(設置目的)

第3条 本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「NeXEHRs 研究会」が提示した次世代健康医療情報システム NeXEHRs (以下、NeXEHRs という。) の基本コンセプトと実現方針を尊重した健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
- (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
- (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
- (4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本コンソーシアムの会員は、本法人の会員をもって充てる。なお、新規入会は第21条で定める幹事会で審議して承認の後に、定款第6条に基づき承認されるものとする。

(権利と義務)

第6条 会員は、本コンソーシアムの部会、ワーキンググループ (以下、部会等という。) の活動に参加することができる。ただし、部会等がその運営に関する事項を協議する際には、賛助会員はその議決権を有しない。

- 2 会員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。
- 3 法人または団体である会員 (以下、法人等会員という。) は、本法人が運営する公式なホームページや広報資料等において、法人等会員のロゴを掲示することを本法人に対して求めることができる。
- 4 会員は、本法人および本コンソーシアムの会員であることを自身が実施する広報活動、パンフレット、催事等において示すことができる。
- 5 会員は、本法人および本コンソーシアムが実施する広報活動、催事等において会員名称が

- 6 掲出されることを承認するものとする。
会員は、本コンソーシアムが行う各活動について、各会員が可能な範囲で積極的かつ適切に活動もしくは協力するものとする。

(活動年度)

第7条 本コンソーシアムの活動年度は、本法人の事業年度と同一とする。

第3章 活動成果

(活動成果)

第8条 本コンソーシアムの活動により得られた成果としての認定は、幹事会が執り行う。
2 前項において認定された成果(以下、本活動成果という。)は、会員、非会員に関わらず、広く公開されることを原則とする。

(知的財産権)

第9条 本活動成果に係る知的財産権の所属は本法人に帰属するが、公開における本活動成果に貢献した者の表示方法については、その本活動成果ごとにそれに貢献した会員間で事前協議の上で、協議結果を幹事会に通知し、幹事会が関係者と調整の上で決定する。
2 第8条第1項で本活動成果と認定されたもの以外の知的財産権の取り扱いについては、本法人は関与しない。

(秘密保持)

第10条 本コンソーシアムの活動の場において会員が提供または開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、本コンソーシアムの活動の場において、特定の会員により秘密情報であることが示され、参加するメンバー全員が秘密保持誓約書に署名した下で開示された情報、本コンソーシアムと会員との間で個別に締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

(活動成果の利用)

第11条 会員は、本活動成果を無償で自らの研究開発、非営利事業に利用することができる。
2 正会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、本法人に対して書面(電子的書面を含む、以下同じ)で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
3 賛助会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、幹事会が賛助会員による無償商業利用が可能であると認定した一部の本活動成果に限り、本法人に対して書面で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
4 会員でないものは、本活動成果を利用しようとする場合には、本法人に対して利用目的や利用範囲等とともに非会員利用申請し、利用が承認された場合には、その決定にもとづき無償利用または有償利用することができる。
5 前各項において、本活動成果の利用者は、別途定められた利用規則を遵守しなければならない。また、その利用者の責任において利用するものとし、利用の形態や目的を問わず、本活動成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、本法人は責任を負わない。
6 第2項および第3項において本活動成果を無償利用しようとする会員が、別途定められた利用許諾条件を満たす場合には、幹事会は申請から30日以内に無償利用を承認しなければならない。
7 第4項において、非会員利用申請があった場合の利用承認ならびに利用条件の決定の手続

きつについては、別途、幹事会で定める。

第4章 役員

(役員)

第12条 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長若干名をおく。

(役員の職務)

第13条 会長は、本コンソーシアムを代表して、幹事会を主宰し、本コンソーシアムの会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

(役員の選任)

第14条 会長は、本法人の理事長をもって充てる。

2 副会長は、会長が正会員の中から指名する。

(役員の任期と補充)

第15条 役員の任期は本法人の理事長の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 役員がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、新たに後任の役員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

第16条 本コンソーシアムに、顧問を若干名おくことができる。

(顧問の職務)

第17条 顧問は、社員総会、本コンソーシアムの会議および催事等に出席して、意見を述べるができる。

(顧問の選任)

第18条 顧問は、会長が必要としたときに会員以外から指名し、幹事会の承認を得て選任し、選任日以降の最初の社員総会で報告する。

(顧問の任期と補充)

第19条 顧問の任期は、選任後1年以内に終了する活動年度の終了する日までとし、再任を妨げない。

2 顧問がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、必要であれば前条により新たに顧問を選任し、その任期は前項を適用するものとする。

第6章 会議

(会議の種別)

第20条 本コンソーシアムの会議は、幹事会、部会およびワーキンググループとする。

(幹事会)

- 第21条 本コンソーシアムの運営と円滑な活動を行うため、幹事会をおく。
- 2 幹事会は会長および運営幹事若干名により構成される。
 - 3 運営幹事は会長が指名する会員のほか、自薦もしくは他薦された会員のなかから幹事会の議決による賛成をもって新たに選出できる。
 - 4 運営幹事の任期はその運営幹事が選任された活動年度の末日までとし、再任を妨げない。
 - 5 幹事会は、定款や本規則に定める事項の他、社員総会や理事会、幹事会で議決した事項を執行し、社員総会や理事会に付議すべき事項を審議し、その他社員総会や理事会の議決を要しない事項を議決する。
 - 6 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を認めない)をもって成立とする。
 - 7 幹事会の議決は、原則として全員一致により議決するものとするが、全員一致をみない場合には、議長が決するものとする。
 - 8 幹事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
 - 9 幹事会の開催は、電子メール、インターネット Web 等の電子的手段にて代用することができるものとする。
 - 10 会長が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上から請求があったときは、30日以内に幹事会を招集しなければならない。
 - 11 会長が必要と認めた者は、幹事会に出席できる。
 - 12 幹事会は必要と認める事項については、部会等での検討を要請することができる。
 - 13 幹事会は運営上必要と認める事項については、幹事会の下に委員会を設置することができる。
 - 14 幹事会の議長は、会長が務める。
 - 15 幹事会の議事録は、会員に公表する。

(部会およびワーキンググループ)

- 第22条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの活動運営上必要があるときは、幹事会の議決により部会、および部会の下にワーキンググループ(以下、WG という)を設置することができる。
- 2 部会またはWGは、それらの目的に対して意欲的に実務を行う会員および会員外の有識者等から構成される。
 - 3 部会長またはWGリーダーは、正会員の推薦等を考慮の上で幹事会が指名する。
 - 4 部会またはWGのメンバーおよび運営に関する事項については、幹事会の承認の上で部会長が定めることができる。

第7章 事務局

(事務局)

- 第23条 本コンソーシアムの事務局を本法人の事業所におく
- 2 本コンソーシアムの事務局業務を執り行うため、事務局長をおく。
 - 3 事務局長は、会長が指名する。

第8章 規約の変更

(規則の変更)

- 第24条 本規則は、社員総会の議決を得た場合に変更できる。

第9章 雑則

(実施細則)

第25条 本規則の実施に関して必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

(準拠法)

第26条 本規則は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

附則

附則1 この規則は 2022 年 9 月 22 日の本法人設立日から施行する。

附則2 この規則は 2024 年 9 月 30 日に改訂し、同日から施行する。